

＜基本財産の担保提供の手引き＞

(1) 概要

担保提供は、法人存立の基礎となる資産の価値を減少させることになるため、①の留意事項をよく確認の上、②の通り定款所定の手続きを経てから所轄庁に申請を行う必要があります。

① 担保提供の留意点

- 担保提供には具体的な必要性がなければならず、将来にわたって発生する債務のために行われる「**根抵当権**」の設定は原則認められません。
- 法人役員や役員の経営する会社等の債務担保に供するなど、当該法人の事業と無関係の目的で行うことは認められません。当該法人の**社会福祉事業**に充当する目的であることが必要です。
- 国・地方公共団体からの十分な額の助成が見込めないこと、基本財産以外に処分しうる財産が存在しないこと等の理由により、**基本財産の担保提供を行う以外に適切な資金調達的手段がないと認められることが必要**です。
- 当該担保提供に係る借入金について、適正な償還計画があり、かつ、法人に対する寄附金や事業収入の状況から判断して、**償還期間中に当該法人の事業運営に支障が生じないと認められることが必要**です。また、担保提供の承認の対象となる借入先は、地方公共団体、社会福祉協議会、または実績のある民間金融機関であることが必要です。
- 次の場合であって、定款に市長の承認を必要としない旨を定めている場合は、申請は不要です。
 - (1) 独立行政法人福祉医療機構からの借入（協調融資を含む。）に係る担保提供
 - (2) 社会福祉施設整備のための資金に対する融資を行う確実な民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合で、当該事業計画が適切であるとの関係行政庁による意見書を市長に届け出た場合

② 申請手続き

- 1 担保提供の内容について整理し、所轄庁へ事前相談を行います。
- 2 理事会において、担保提供について決議します。
- 3 評議員会において、担保提供について決議します。
- 4 所轄庁に対し承認申請を行います。
- 5 申請された後、所轄庁において約1か月程度審査を行います。
- 6 適当と認められた場合、認可書を交付します。

(2) 申請書類

- 1 正本・副本として各2通が必要です。
- 2 官公庁が発行する証明書は、少なくとも1通は原本としてください。
- 3 ★の書類は、写しに原本証明が必要です。
- 4 理事会・評議員会議事録について、申請内容に係る議案資料がある場合は、当該資料も添付してください。
- 5 理事会・評議員会議事録について、決議省略により行った場合は、提案書及び全員の同意書も添付してください。
- 6 下表に掲げた申請書類のほか、適宜所轄庁が必要と認めた書類の追加提出を求めることがあります。

共通（必須）	
基本財産担保提供承認申請書	
理事会議事録（写）★	担保提供について決議したもの
評議員会議事録（写）★	担保提供について決議したもの
財産目録★	申請日直近の決算で承認されたもの
担保に供する不動産に係る不動産登記事項証明書★	3ヶ月以内に発行されたもの
資金計画書	借入金の使途について記載したもの
年次償還計画書	年次別償還額（元金及び利息）及び充当財源を明記したもの
資金収支計算書（見込み）	借入を行う事業（拠点区分）に係る、借入年度及び次年度の2年間のもの
贈与金を償還財源とする場合	
償還金贈与契約書★	
贈与者の身分証明書★	
贈与者の所得証明書★	
贈与者の印鑑登録証明書★	
施設整備または不動産購入等資金のために借入を行う場合	
補助金・助成金等の決定（内定）通知書（写）	補助金等の交付がある場合
工事関係見積書・契約書等（写）	施設整備の場合
売買関係見積書・契約書等（写）	不動産等購入の場合

【お問合せ】

いわき市保健福祉部保健福祉課 法人指導係
 TEL：0246-22-7526（直通） FAX：0246-22-7590
 MAIL：hokenfukushi@city.iwaki.lg.jp